

知的財産人材育成推進協議会に対する提言（現状と課題）

2013年3月7日
日本弁護士連合会

知的財産人材育成推進協議会が、2013年度知的財産推進計画に向けた提言を策定するにあたり、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

1 知財マネジメント人材，グローバル知財人材の育成

グローバル競争が激化し、求められるイノベーションが変容するなか、競争力強化のために知財を戦略的に活用できる人材（知財マネジメント人材）や世界を舞台に活躍できる人材（グローバル知財人材）を育成するべきとする点には、総論として賛成する。

そして、知財マネジメント人材，グローバル知財人材として、次に述べるとおり弁護士の育成及び活用を推進するべきである。

【意見】

(1) 法科大学院における知的財産法教育を、知財マネジメント人材，グローバル知財人材育成の場のひとつとして明確に位置づけ、同教育内容をレビューする等して知的財産法を選択しやすい環境を整備し、知的財産に精通する弁護士の育成に努力するべきである。

【理由】

当連合会は、2010年11月1日付け「知的財産人材育成推進協議会に対する提言（現状と課題）」において、法科大学院における教育をレビューして、司法試験科目として知的財産法を選択しやすい環境を整備することにより、知的財産に精通する弁護士を育成するべきであると主張したところである。

新司法試験合格者のうち知的財産法を選択科目として選択した者は、合計1608名にのぼり、すでに知的財産法律家の有力な供給源になってはいるものの、その割合は、2011年11.8%、2012年11.3%と逡減しており、受験生が知的財産法を選択しやすい環境が十分に整備されているとはいえない状況である（法務省ホームページ「司法試験の結果について」¹における各年の総合評価欄より）。

一方、国際的な知財戦略のために必要な知財人材は、これまでの、研究開発等の

成果を守るために事後的に特許等の知的財産権を確保する従来型の知財人財だけではなく、事業構想を起点とした権利の確保や、デザイン・ブランド及び秘匿化すべきノウハウの扱い、その他総合的な知財マネジメントを行える人財である。

知的財産に精通する弁護士は、知的財産法だけではなく、民法や会社法をはじめとする基本法や国際私法その他、一般的な法律的素養を身につけており、また、取引の国際化に応じて、国際取引業務は、弁護士業務の重要な部分を占めつつあることから、上記の総合的な知財マネジメントを行える人財としては最も適しているといえる。

よって、法科大学院における知的財産法教育を、知財マネジメント人財、グローバル知財人財の育成の場のひとつとして明確に位置づけ、教育内容をレビューする等して知的財産に精通する弁護士の育成に努めるべきである。

【意見】

(2) 総合的な法律的素養を有する弁護士を、企業内・組織内での知財マネジメント人財、グローバル知財人財として、採用して活用するように、PRその他の支援施策が望まれる。

【理由】

技術の存在を前提として、その権利化および活用を図るための従来型の知財人財に加え、出口としての事業や市場を起点として、当該事業を実現するために必要な知財戦略を策定して、実行する知財人財が求められていることは前述したとおりである。

そして、これからは、優れた技術を有するだけではなく、デザイン・ブランドやコンテンツといったソフト面でも優れた製品が、世界市場で求められていくことが想定されるため、事業化に際しても、技術としてのハード面とデザイン・ブランド等のソフト面を融合し、横断的で、複合的な権利の保護、活用及び総合的な事業の企画をする、知財マネジメント人財、グローバル知財人財が求められる。

弁護士は、技術だけではなく、デザイン・ブランドやコンテンツ、営業秘密管理等に対して精通し、さらに、知的財産法に加えて、会社法、労働法、国際私法その他の法令にも精通しているため、複合的な知財戦略の策定に優れた資質を有している。

よって、総合的・戦略的な知財マネジメントを行う知財マネジメント人財、グローバル知財人財を育成するに際し、このような資質を有する弁護士を、企業が、積極的に企業内弁護士として採用し、活用するよう、支援策を実施すべきである。

¹ http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00026.html

【意見】

(3) 産学連携，特に大学等が自立して産学連携活動を実施できるような環境整備等のためにも，知的財産に精通する弁護士を活用すべく，支援施策を実施すべきである。

【理由】

産学連携のための政府支援は大幅に縮小されており，大学は自立化に向けて独自の努力が求められているが，このような環境のもと，産学連携の場において，知的財産に精通する弁護士・弁理士の活用は進展していないのが実情である。

他方で，全国の大学内での知的財産の保護・管理はいまだ十分なものとは言えず，依然，専門家である弁護士を有意義に活用する場面は少なくないことがうかがわれる。

よって，産学連携の場で弁護士を活用すべく，PRその他の支援施策が望まれる。

2 中小・ベンチャー企業に対する知財人財支援

【意見】

中小企業に対する知財人財支援につき，外部専門家としての弁護士の活用につきさらなる支援をするべきである。

【理由】

社内に十分な知財部門の体制が持てない中小・ベンチャー企業において，技術や特許だけでなく，意匠，商標，営業秘密等も含めた総合的な知財戦略の構築が非常に難しい。

また，中小・ベンチャー企業が海外に進出するに際しては，海外における法人の設立手続きや現地スタッフ等の雇用問題，取引先などの関係会社等との交渉及び契約の締結，加えてエンフォースメントまでを含めた様々な問題の解決のために外部専門家の活用が必須である。

前述したとおり，弁護士は，知的財産法だけでなく，会社法，労働法，国際私法その他の法令にも精通しており，総合的なアドバイスを必要とする中小・ベンチャー企業を支援する外部専門家としては，もっとも適切であると言わざるを得ない。

よって，中小企業に対する知財人財支援につき，外部専門家としての弁護士の活用にさらなる支援をするべきである。

3 クールジャパン人財に対する知財教育の充実

【意見】

クリエイター等のクールジャパン人財を育成する方策として、美術・芸術・映像系の大学において、著作物やプロダクトデザインの法的な保護・活用の仕組みや、第三者の知的財産権侵害の対応等の講義のカリキュラムを組むなどして、基礎的な知財教育の場を整備すべきである。

【理由】

知的財産に対する正しい認識を広め、知財マインドを向上させ、知財人財の裾野を拡大するためには、技術系知財人財にとどまらず、広い意味のデザインを創造するクリエイター等、クールジャパン人財に対する知財教育が必要不可欠である。

すなわち、クリエイター等が自身の創作成果に対し、国内外でどのような法律に基づき、いかなる権利が付与されて保護が図られているのか、またより一層の保護を求め、あるいは活用にあたって、どのような契約を締結すべきなのかの基礎的な法律知識をもって行動することは極めて有意義である。

しかしながら、これまで技術系の大学、大学院等では、技術系知財を中心に知財教育が行われてきたものの、美術・芸術・映像系の大学においては、ややもすれば知財教育が放置されがちだった感がある。

よって、クリエイター等のクールジャパン人財を育成する方策として、創作物たる著作物やプロダクトデザインに対する、保護・活用の仕組みや、第三者の知的財産権侵害に対する対応策など、基礎的な知的財産法制の知識を、美術・芸術・映像系の大学においても学べるように、環境を整備して、知財教育を充実させるべきである。

なお、当連合会としては、大学、大学院、その他研究機関、各企業等における知財教育について、研修等種々の方法で協力を惜しまない所存であることは、2004年5月7日付け「知的財産推進計画の見直しに関する意見」において述べたとおりである。

以上